

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吹田市長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務＞
②事務の概要	【予防接種法及び行政措置による予防接種の実施に関する事務】 ・定期又は臨時の予防接種の実施及び実費の徴収並びに接種の記録、統計、報告に関する事務 【当該予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務】 ・給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求並びに届出に関する事務 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接
③システムの名称	①健康情報管理システム(予防接種情報管理) ②団体内統合宛名システム ③中間サーバ ④ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25及び27から29の項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26及び28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市役所 市民部 市民相談室 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1456

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 予防接種担当 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 電話番号: 06-4860-6151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月17日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 福祉保健部 保健センター ②所属長 所長 安井 修	①部署 健康医療部 保健センター ②所属長 所長 北川 幸子	事後	
平成28年11月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1456	請求先 吹田市役所 市民部 市民総務室 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号: 06-6384-1456	事後	
平成28年11月17日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	吹田市役所 福祉保健部 保健センター 住所: 〒564-8550 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号: 06-6339-1212	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号: 06-6339-1212	事後	
平成28年11月17日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成28年11月17日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年9月6日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年4月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年9月6日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年4月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成30年8月22日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成30年8月22日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成31年4月11日	5. 評価実施機関における担当部署	<新規>	所長	事後	
平成31年4月11日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年4月11日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年4月11日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和3年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二第17・18・19の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二第17・18・19の項	事後	
令和3年9月3日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	センター長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月22日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種に関する事務	予防接種に関する事務 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月22日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法及び行政措置による予防接種の実施に関する事務。 ・定期又は臨時的予防接種の実施及び実費の徴収並びに接種の記録、統計、報告に関する事務</p> <p>当該予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務。 ・給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求並びに届出に関する事務</p>	<p>【予防接種法及び行政措置による予防接種の実施に関する事務】 ・定期又は臨時的予防接種の実施及び実費の徴収並びに接種の記録、統計、報告に関する事務</p> <p>【当該予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務】 ・給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求並びに届出に関する事務</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月22日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	①健康情報管理システム(予防接種情報管理) ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー	①健康情報管理システム(予防接種情報管理) ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月22日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び同法別表第一第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び同法別表第一第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第5号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月22日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第二第17・18・19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第13条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二第16の2・17・18・19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2・12条の3・13条・13条の2 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月22日	II 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 いつの時点の計数か 平成31年2月1日	30万人以上 いつの時点の計数か 令和3年7月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月22日	II 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和3年7月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月22日	III しきい値判断結果	基礎項目及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月22日	IV 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月22日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項及び同法別表第一第10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第5号(委託先への提供) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項及び同法別表第一第10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	<ul style="list-style-type: none"> ①部署 健康医療部 保健センター ②所属長の役職名 センター長 	<ul style="list-style-type: none"> ①部署 健康医療部 地域保健課 ②所属長の役職名 総括参事 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号: 06-6339-1212	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 予防接種グループ 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 電話番号: 06-4860-6151 吹田市役所 健康医療部 地域保健課 新型コロナウイルスワクチン接種事業担当 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館1階) 電話番号: 06-4798-5675	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 1. 対象人数	30万人以上 いつの時点の計数か 令和3年7月1日	30万人以上 いつの時点の計数か 令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(算出日の変更)
令和4年4月1日	II 2. 取扱者数	500人未満 いつの時点の計数か 令和3年7月1日	500人未満 いつの時点の計数か 令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外(算出日の変更)
令和6年4月1日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総括参事	健康医療部 総括参事	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 予防接種グループ 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 電話番号: 06-4860-6151 吹田市役所 健康医療部 地域保健課 新型コロナウイルスワクチン接種事業担当 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館1階) 電話番号: 06-4798-5675	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 予防接種グループ 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 電話番号: 06-4860-6151	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年4月1日	II 1. 対象人数	評価の対象の事務の対象人数は何人か 30万人以上 いつ時点の係数か 令和4年4月1日 時点	評価の対象の事務の対象人数は何人か 10万人以上30万人未満 いつ時点の係数か 令和6年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年4月1日	II 2. 取扱者数	いつ時点の係数か 令和4年4月1日 時点	いつ時点の係数か 令和6年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年4月1日	III しきい値判断結果	しきい値判断の結果 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	しきい値判断の結果 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	【予防接種法及び行政措置による予防接種の実施に関する事務】 記載省略 【当該予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務】 記載省略 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	【予防接種法及び行政措置による予防接種の実施に関する事務】 記載省略 【当該予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給に関する事務】 記載省略 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項及び同法別表第一第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二第16の2・17・18・19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2・12条の3・13条・13条の2	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25及び27から29の項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26及び28の項	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	健康医療部総括参事	地域保健課長	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 予防接種グループ 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 電話番号: 06-4860-6151	吹田市役所 健康医療部 地域保健課 予防接種担当 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番3号(吹田市保健所1階) 電話番号: 06-4860-6151	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月11日	Ⅱ しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和6年4月1日 時点	令和6年11月11日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	Ⅱ しきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和6年4月1日 時点	令和6年11月11日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		(以下の内容を追記) 十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		(以下の内容を追記) ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 監査の実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 ※○を追記 []外部監査	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年11月11日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する ※○を追記	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月23日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・停止・利用停止請求請求先	吹田市 市民部 市民総務室	吹田市 市民部 市民相談室	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外